

別紙

諮問第1036号

答 申

1 審査会の結論

本件不開示決定は、結論において妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に基づき、審査請求人が行った「〇〇に係る学校からの提出資料の全て」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が令和5年8月7日付けで行った本件不開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

審査請求人が開示を求めている保有個人情報とは、審査請求人を本人とする保有個人情報とは認められず、法76条1項に基づき開示請求を行うことができる情報ではないことから、本件不開示決定を行ったものである。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件審査請求については、令和5年10月17日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和7年1月15日に実施機関から理由説明書を、同年2月21日に審査請求人から意見書を收受し、同年2月28日（第250回第二部会）から同年9月26日（第255回第二部会）まで、6回審議を行った。

（2）審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件対象保有個人情報について

本件開示請求に係る対象保有個人情報は、〇〇学校（以下「本件学校」という。）から東京都（以下「都」という。）に提出があった審査請求人の亡子（以下「亡子」という。）に関わる資料に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）である。

イ 本件不開示決定について

（ア）実施機関の説明

本件開示請求は、死者の情報を開示請求するものであり、審査請求人本人の保有個人情報の開示を求めているものではないことから、法76条1項に基づく開示請求を行うことができる情報とは認められない。

また、本件対象保有個人情報の内容からは、遺族としての審査請求人自身の個人情報と認められる場合に該当するとすべき特段の事情は認められない。

なお、本件学校のように、私立学校法（昭和24年法律第270号）に基づき学校法人が設置する私立学校（以下「私立学校」という。）が都に提出する情報を第三者に開示することが前提となると、私立学校との信頼関係が損なわれ、都の事務事業に支障を及ぼしかねないことから、不開示とすべきである。

（イ）審査請求人の主張

子供の死による損害賠償は親に相続され、親個人の情報といえる。遺族の知る権利を保障する観点からも積極的に開示を行うべきである。

行政が保有する個人情報は当該個人に原則開示されるべきものであり、主体となれない死者の情報については死者の権利義務を包括的に承継している相続人の情報として開示されなければならない。

また、審査請求人は、独立行政法人日本スポーツ振興センターに対して災害共済給付を請求しているところ、同センターが災害共済給付の支給該当性の判断をするためには、本件対象保有個人情報が必要となっているが、本件学校が同センターに対して資料を提供しないため、審査請求人による資料の取得が不可欠であり、審査請求人自身の情報として開示されなければならない。

ウ 審査会の検討

(ア) 審査請求人を本人とする保有個人情報該当性について

法は、個人情報の取扱いに関連する個人の権利利益を保護することを目的とするものであるから、法における「個人情報」の範囲を「生存する個人に関する情報」に限っており（１条、２条１項）、開示請求対象として予定しているのは「生存する個人に関する自己を本人とする保有個人情報」のみである。しかし、死者についての個人に関する情報であっても、それが同時に遺族本人の個人情報となる場合には、例外的に当該遺族が、自己を本人とする保有個人情報として開示請求を行うことができると解するのが相当である。

これを本件についてみると、審査請求人は、亡子の父親であり、本件学校から都に提出された亡子に係る資料について知る権利があるとして、本件開示請求を行ったものであることが認められる。また、本件対象保有個人情報は、本件学校に在籍していた亡子に関する情報が記録されているものであり、審査請求人本人の損害賠償請求権等を証明するための資料となり得る余地があるともいえる。

そうすると、本件対象保有個人情報は、亡子の個人情報であるとともに、亡子の遺族である審査請求人自身にとっても、損害賠償請求権等の存否及び内容に密接な関連を有する情報として、審査請求人自身の個人情報に当たるともいえるから、審査請求人に係る「自己を本人とする保有個人情報」に当たること自体を否定することはできない。

(イ) 本件対象保有個人情報の不開示情報該当性について

- a ところで、実施機関は、弁明書において、私立学校が都に提出する情報を第三者に開示することが前提となると、私立学校との信頼関係が損なわれ、都の事務事業に支障を及ぼしかねないことから、本件対象保有個人情報は不開示とすべきである旨説明する。

当該事務事業への支障について、審査会が事務局職員をして更に確認させたところ、実施機関は以下のとおり補足して説明する。

私立学校法では、私立学校に対する所轄庁権限の制限、私立学校審議会等の設置などにより、私立学校の自主性尊重の原則が定められている。そして、私立学校は、所轄庁の所轄の下に、教育活動や学校運営等において、それぞれの設立者の建学の精神に基づく独自性を発揮しており、私立学校法においてもその自主性を重んじている。こうした特性により、公立学校と異なり、私立学校

に対する所轄庁権限は制限されている。

都知事は所轄庁として、日頃から法令等に則って適正な対応をとるように私立学校に促すとともに、生徒や保護者から意見、相談があった場合には、私立学校に対して適宜情報提供し、必要な助言等を行っている。

行政機関がその所掌する行政事務の運営に必要な範囲内において調査等を行うことは、相手方の任意によるものである限り許されるものであって、同意が得られないまま、必要な資料等を義務的に提出させることは、法律にその根拠が置かれていなければならない。

こうした中、本件学校は、都から適切な行政指導を受けるために、都が第三者に情報提供しないという信頼関係の下で、本件対象保有個人情報について任意の情報提供を行ったものである。

上記のとおり、所轄庁権限の制限、私立学校の自主性尊重の原則がある中で、所轄庁と私立学校との関係性は信頼関係で成り立っており、信頼関係が損なわれた場合、私立学校が自らへの影響を懸念して、今後の都からの行政指導に対して非協力的ないし消極的な態度をとることが考えられる。

都と私立学校との間で信頼関係が損なわれれば、都が私立学校から必要な情報を得ることができなくなり、都から私立学校への必要な指導助言ができなくなることも想定され、都の事務事業に支障を及ぼしかねない。

- b 実施機関の上記 a の補足説明を踏まえ、本件対象保有個人情報の不開示情報該当性について、以下検討する。

本件対象保有個人情報は、本件学校から都に提出された亡子に関わる資料であるところ、本件学校は、都から適切な行政指導を受けるため、私立学校の自主性尊重の原則がある中で、都との信頼関係の下、本件対象保有個人情報を任意に提出したものであることが認められる。また、私立学校法及び関係法令を確認しても、私立学校に対して、上記の資料を所轄庁である都知事に義務的に提出させる旨の規定は見当たらない。

そうすると、第三者に開示されることを前提とせずに任意に提出された本件対象保有個人情報を開示した場合、本件学校との信頼関係が損なわれ、今後の都からの行政指導に対して私立学校が非協力的ないし消極的な態度をとることが考えられるとともに、都からの必要な指導助言ができなくなることも想定さ

れるとする実施機関の説明を否定することまではできない。

したがって、本件対象保有個人情報を開示することにより、今後の私立学校への指導事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、本件対象保有個人情報は、法78条1項7号に該当し、不開示が妥当である。

(ウ) 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、実施機関が、法76条1項に規定する審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないとして不開示とした本件対象保有個人情報は、法78条1項7号に該当し不開示とすべきであったと認められるので、本件不開示決定は結論において妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

小泉 博嗣、荒木 理江、友岡 史仁、府川 繭子